

諮問日：平成30年10月29日（平成30年度（最情）諮問第54号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第3号）

件名：特定の事件に関する最高裁判所調査委員会の調査報告書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の事件に関する平成13年3月14日付けの最高裁判所調査委員会の調査報告書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、調査報告書（平成13年3月14日付け）（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年9月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 元判事の妻の名前は、官報に掲載された決定書及び首相官邸ホームページに掲載されている文書に記載されているから、慣行として公にされている情報といえる。
- 2 本件対象文書では事情聴取をした関係者の一部が仮名表記されているところ、仮名表記されていない文書が別に存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、元判事の妻の名前が記載されており、この情報は、行政

機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当する。

官報に掲載された裁判官分限事件の裁判書中では妻の名前が明らかにされているものの、妻自身は民間人であり、同人の逮捕から相当の期間が経過している。また、裁判所ウェブサイトの裁判例情報に掲載している同事件の裁判書では、妻の名前は仮名処理されている。以上のことから、妻の名前について、もはや公表慣行があるとはいえず、同号ただし書イに相当しない。そのほか、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も見当たらない。

- 2 最高裁判所内において探索を行ったが、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月13日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年2月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には元判事の妻の名前が記載されている。この記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分は法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。

苦情申出人は、元判事の妻の名前について、慣行として公にされている情報であると主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明及び当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、官報に掲載された裁判官分限事件の裁判書中では妻の名前が明らかにされているものの、妻自身は民間人であり、同人の逮捕から相当の期間が経過していること、裁判所ウェブサイトの裁判例情報に掲載

載されている同事件の裁判書では、妻の名前は仮名処理されていることが認められ、これらの事情を踏まえて検討すれば、元判事の妻の名前について、現時点では慣行として公にされている情報とは認められず、同号ただし書イに相当しない。また、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

したがって、本件不開示部分は同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、さらに、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所において探索したものの、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかったとのことであり、本件開示申出の内容に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人